| 判決年月日 | 平成２３年９月２８日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所　第３部 |
|---|---|---|---|
| 事 件 番 号 | 平成22年（行ケ）10351号 | | |

○　特定の引用発明のみを基礎として，これに特定の技術事項が周知であることによって，本願発明と引用発明との相違点に係る構成は容易に想到することができるとの結論を導いた審決の取消訴訟において，相違点に係る構成について，引用発明に周知事項を適用して本願発明の構成を採用する動機がないから，本願発明の相違点に係る構成は引用発明から容易に想到することができるとした審決の判断は誤りである。

○　相違点に係る構成について，引用発明の構成に解決課題がなく，他の態様を選択することを示唆する何らの記載もないのに，問題の生じる可能性のある他の周知の態様を選択することは，特段の事情のない限り回避されるべき手段であると解するのが相当であるにもかかわらず，何らの理由を示すこともなく，当然に容易であるとの結論を導いた審決の判断は誤りである。

（関連条文）特許法２９条２項

原告は，発明の名称を「臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋」とする発明について拒絶査定を受け，これに対する不服の審判を請求した。特許庁は，本願発明は，刊行物１に記載された発明及び周知の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから，特許法２９条２項の規定により特許を受けることができないとして，請求不成立審決をした。本件審決は，引用発明に，刊行物から認定した周知事項を適用して，相違点が容易想到と判断した。本件は原告が，本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は，概要，以下のとおり判示し，本件審決を取り消した。

引用発明においては，吸水性ポリマー層が吸水材として用いられ，プラスチック袋の内面に被覆され一体化されていることから，その形状は，安定的に維持され，吸水した場合であってもなお保持されるものと理解するのが合理的である。すると，引用発明において，「消費者が，液状の廃棄物でほとんど，あるいは完全に飽和された吸収材との偶発的で，望ましくない接触をすること」を回避する目的のために，さらに液体透過性ライナーを吸収剤に隣接して配置するとの構成を採用する動機はない。周知例には，液透過性のライナーが，吸収材に隣接して配置する技術が記載されているが，「引用発明を起点として，上記の技術事項を適用することにより，本願発明の相違点に係る構成に到達することが容易である」との立証命題について，引用発明の内容，本願発明の特徴，相違点の技術的意義の有する機能，目的ないし解決課題，解決方法等を捨象して，吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置する技術一般について，一様に周知であるとして，当然に成り立つとの結論を導くことは，妥当を欠く。

刊行物１には，臭気中和組成物である抗菌性ゼオライトは吸収材に練り込まれていることが記載され，練り込むことに解決課題があること及び練り込むことに代えて他の態様を選択することを示唆する記載はない。練り込むことに代えて，吸収性ポリマー層の上に被着する態様を選択したことを想定すると，当業者であれば，かえって，吸収材表面から抗菌性ゼオライトの粉体が脱落するとの問題が発生するものと理解するから，引用発明の練り込むことに代えて，問題の生じる可能性のある態様を選択することは，特段の事情のない限り，回避されるべき手段であると解するのが相当である。